

「形質変更時の届出要件の見直し」及び「自然由来物質に係る規制の見直し」について

①平成27年度環境省検討業務における 検討状況

臨海部の工業専用地域における形質変更の 在り方に関する検討状況

臨海部の工業専用地域については、約半数で汚染が確認されており、付近に飲用井戸が存在する箇所も存在する。また、工業専用地域であっても、保育所や小規模店舗等の立地は可能であり、一般の人の立ち入りが可能な場所も存在している。したがって、臨海部の工業専用地域という条件のみで、特別な取り扱いを行うことは困難である。

他方、臨海部の工業専用地域であって、例えば地下水に海水が浸入しているなど将来にわたっても飲用に供することは考えられず、また一般の人の立ち入りもない場所等の一定の条件を満たす地域については、土地所有者等の申請により新たな区域を設け、汚染土壌の区域外への搬出は規制しつつ、区域内での土地の形質の変更及び土壌の移動については、自主管理の下で内容の記録や地下水のモニタリング等を実施しつつ行うという提案が行われた。これについては、従来の区域指定の考え方との整合性などの課題も念頭に置きながら、実現可能性について検討を行う。

(主な論点)

- 自主管理の場合であっても一定のルールが必要ではないか。
- 汚染土壌が調査の結果見つかった場合の対応について定めることが必要ではないか。
- 自主管理の中で土壌汚染が確認された場合には、健康被害が生じるおそれの有無に応じた区域指定を実施することが必要ではないか。
- 区域内に有害物質使用特定施設がある場合には、廃止時に法第3条の調査が必要であることに留意すべきではないか。

自然由来・埋立材由来基準不適合土壤の 取り扱いに関する検討状況

自然由来・埋立材由来基準不適合土壤については、特定有害物質の濃度が低く、特定の地層や同一港湾内に分布していると考えられることから、現場での管理や活用を進めるために以下の点について、議論・検討を進めている。

（主な論点）

- 自然由来及び埋立材由来による基準不適合土壤について有効活用することは可能か。
 - ⇒自然由来及び埋立材による基準不適合土壤を必ずしも汚染土壤処理施設で処理せず、一定の管理下で有効活用できないか。
 - ⇒同一地層、同一港湾かつ同様の汚染状態である自然由来特例区域及び埋立地特例区域間における土壤の移動を可能にしてはどうか。

②中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度 小委員会における検討

臨海部の工業専用地域の取扱い

- 一定規模(3,000m²)以上の土地の形質変更であっても、都市計画法で規定される工業専用地域では、工場が立地していることから土壌汚染の可能性はあるものの、一般の居住者による地下水の飲用及び土壌の直接摂取による健康リスクが低い。このため工業専用地域の土地の形質変更については、人の健康へのリスクに応じた規制とすべきであるとの指摘がある。
- なお、埋立地に立地する工業専用地域では、一定規模以上の土地の形質の変更の際の届出が年間約50件程度あり、そのうち土壌汚染状況調査を経て区域指定される土地が5割程度存在する。

〈工業専用地域かつ埋立地における法第4条届出件数、調査件数、区域指定件数(平成26年度自治体アンケート)〉
 公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成され、かつ届出時点で都市計画法の工業専用地域に指定されている土地で、法第4条第1項の土地の形質の変更の届出がされた事例の有無

届出件数及び指定件数	件数
4条1項届出件数	47 件
調査命令発出件数	4 件
うち、要措置区域等指定数	3 件
14条申請による要措置区域等指定数	22 件

※調査命令が発出されていない、又は、自主申請が行われていない21件は、汚染のおそれなかった土地(食品加工工場、倉庫、道路)であった。(件数は平成25年度の件数)

〈論点〉

- 臨海部の工業専用地域において、特例措置を設けるべきか。

自然由来・埋立材由来基準不適合土壌の取扱い

- 自然由来による基準不適合土壌及び埋立材由来基準不適合土壌については、それぞれ自然由来特例区域として102件、埋立特例区域として10件の指定が行われており、専ら自然由来又は埋立材由来であることが都道府県により確認されている。
- これらの基準不適合土壌については、濃度が比較的低くかつ地質的に同様な状態で広く存在しており、また土地所有者が汚染原因者ではないにもかかわらず、**人為由来と同様に汚染土壌処理施設での処理が義務付けられており、人の健康リスクに応じた必要最小限の規制とすべきであるという指摘がある。**
- また、自然由来・埋立材由来基準不適合土壌については、現場での管理や活用を推進することにより、これらの土壌を運搬・処理する際や、代わりに埋め立てる購入土の掘削時に発生する環境負荷の低減を図ることはできないかという意見がある。また、**同一事業で発生する基準不適合土壌については、法対象と法対象外で取扱いが異なっており一元的に現場で効率的な利用ができず、また法対象の基準不適合土壌については、区域指定された区域外への搬出が制限されており、区域外での仮置きができないという指摘がある。**
- 一方で、**自然由来であっても溶出量基準不適合の場合、たとえば砒素やふっ素について約2割の地点で地下水の環境基準不適合となっている。**

<区域指定数> (平成28年2月1日現在)

区域分類	指定件数
要措置区域	153
形質変更時要届出区域	1410
自然由来特例区域	102
うち一部自然由来特例区域	12
埋立地特例区域	10
埋立地管理区域	78

<自然由来で指定基準不適合となっている土地を調査した結果、地下水の環境基準不適合であった割合> (平成28年2月1日現在)

物質	砒素	ふっ素	ほう素
自然由来と判断した件数	97	45	5
地下水調査を実施した件数	35	19	1
地下水基準が基準不適合であった件数	9	5	1
地下水調査実施件数中基準不適合割合	26%	26%	100%

<論点>

- 自然由来及び埋立材由来による基準不適合土壌について、有効活用等ができるような仕組みを設けるべきではないか。

規制改革等関連事項

1. 規制改革実施計画について(平成27年6月30日閣議決定)

・ 国際制度比較調査の実施(平成27年度措置)

土壌汚染に係る規制につき、国際的な制度比較のための調査を実施する。

・ 形質変更時の届出要件の見直し(平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置)

工業専用地域の土地の形質変更に係る規制の在り方につき、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、結論を得る。

・ 自然由来物質に係る規制の見直し(平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置)

自然由来物質に係る規制の在り方につき、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、結論を得る。

2. 「日本再興戦略」改訂2015について(平成27年6月30日閣議決定)

- ・ 自然由来の汚染土壌の取扱いに関する新たな仕組みの構築・再開発事業等におけるコスト削減を通じた都市の再生と国際競争力の重要性も考慮し、自然由来の汚染土壌の規制の在り方について、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、全国的な措置の実施に先駆けて、短期間で可能なものについては、早期に国家戦略特区において試行的に開始することとし、その結果を全国的措置に反映させる。

(対応状況)

上記2. の閣議決定に基づき、

- ・ 国家戦略特区内の自然由来特例区域で実施される認定調査の調査対象物質を区域指定対象物質等に限定する環境省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令など規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令(平成27年12月25日)を公布、施行。
- ・ 平成28年3月に東京圏と関西圏の区域会議により、当該特例措置を認定申請することを決定。

今後の検討スケジュールについて（案）

第1回（平成28年3月28日）

- 土壌汚染対策の現状と主な課題
- 海外の土壌汚染対策制度に関する調査結果の報告

第2回（平成28年5月10日予定）・第3回（平成28年5月20日予定）

- 土壌制度関係者ヒアリング
（自治体、土壌汚染対策法関係者、産業界）

※ヒアリングを2回にわけて実施。

[6月以降、複数回に分けて、論点、方向性に関する審議を予定。]

年内

- 答申のとりまとめ

第1回土壌制度小委員会(平成28年3月28日)資料1

中央環境審議会 土壌農薬部会 土壌制度小委員会 委員名簿

	氏名	所属
委員長	浅野 直人	福岡大学名誉教授
委員	岡田 光正	放送大学学園 放送大学教授・教育支援センター長
臨時委員	浅見 真理	国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官
臨時委員	大塚 直	早稲田大学大学院法務研究科教授
臨時委員	谷口 靖彦	大阪府環境農林水産部環境管理室長
臨時委員	平田 健正	放送大学学園 放送大学和歌山学習センター所長
臨時委員	細見 正明	東京農工大学工学研究院化学システム工学科教授
専門委員	勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂教授
専門委員	駒井 武	東北大学大学院環境科学研究科教授
専門委員	阪本 廣行	一般社団法人 日本建設業連合会環境委員会土木副産物部会長
専門委員	佐々木 裕子	国立研究開発法人 国立環境研究所環境健康研究センター客員研究員
専門委員	杉澤 元達	一般社団法人 日本鉄鋼連盟 環境保全委員会委員長
専門委員	鈴木 康史	一般社団法人 不動産協会環境委員会委員長(就任予定)
専門委員	高澤 彰裕	一般社団法人 日本経済団体連合会 環境安全委員会環境リスク対策部会環境管理ワーキング・グループ座長
専門委員	高橋 晴樹	全国中小企業団体中央会専務理事
専門委員	丹野 紀子	東京都環境局環境改善部土壌地下水汚染対策担当課長
専門委員	寺浦 康子	エンデバー法律事務所弁護士